

平成 23 年 3 月 18 日

山根木材株式会社

山根木材株式会社 一般事業主行動計画について

一般事業主行動計画とは

平成 15 年少子化対策として「次世代育成支援対策推進法」が施行されたのを受けて、事業主が労働者の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境や子育てをしない労働者をも含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたり、

計画期間

目標

達成のための対策と実施時期

を定めたものです。

山根木材株式会社 一般事業主行動計画

労働者が仕事と子育てを両立させることができ、労働者全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての労働者がその能力を十分に発揮できるように次の行動計画を策定します。

計画期間

平成 23 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 (4 年間)

内容

出産・育児休暇後、または傷病による休業後に社員が復職しやすくするため、休業中の社員に資料送付などによる情報提供をする制度を平成 23 年 6 月 1 日までに導入し、実施します。

平成 23 年 4 月 方法や送付資料の検討

平成 23 年 5 月 社内へ制度の周知

平成 23 年 6 月 実施 対象者に随時継続

平成 23 年 12 月 問題点と検討と改善

以上